

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部改正について

1 規則等の題名

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（令和 8 年長崎県公安委員会規則第 8 号）

2 意見公募手続を実施しなかった理由

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政等の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規程の整理であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に基づき、意見公募手続を実施しませんでした。

3 公布日

令和 8 年 5 月 15 日